

## 消費税の二重課税状態を解消する（改訂）

取引に係る消費税を支払って仕入れた商品が店頭で陳列される場合、いわゆる「本体価格」は仕入れに係る消費税を含んだ価格になっている。

値札やチラシに「本体価格＋税」のように表示するのは二重課税表示で、今年度末で失効する消費税転嫁対策特別措置法の第10条の規定に由来する。この第10条第1項の規定を平たくいうと、消費税法第63条の規定にかかわらず「本体価格＋税」のように表示している「本体価格」は「税込価格」でない。」ことになる。

繰り返すと、消費税法第63条で表示すべき価格は課税標準である対価の額に消費税率を乗じた額を加算して算出する価格であり、価格に消費税が含まれる事実を無視して、第10条の「税込価格」は「税込本体価格」に消費税率を乗じた額を加算して算出する表示する価格であり、二重課税になる。

前述前段の「本体価格」には消費税が含まれているのに、後段の「本体価格」は税込でないとして両者矛盾するのは、「本体価格＋税」の表示により日本国憲法第30条の条規を無視して外消費税の転嫁を正当化したことにある。（第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。）

消費税額は「課税標準である対価の額」に消費税率を乗じて計算するので、「本体価格」は【「課税標準である対価の額」＋「課税標準である対価の額」×消費税率】と表現でき、「課税標準価格表示」ということになる。一方、「本体価格＋税」は（本体価格＋本体価格×消費税率）で計算するので二重課税になり、「＋外消費税－仕入れに係る消費税」の額を企業は収奪する。今年度末に消費税転嫁対策特別措置法が失効するのに伴い、「本体価格＋税」で表す総額表示の根拠がなくなり、次第に「課税標準価格表示」にとって代わる。

「二重課税」を認めず、税転嫁対策特別措置法の失効期日を再々々延長させないため、その失効に先立ち「総額表示の無効」及び価格の表示を「課税標準価格表示」に戻すことについては国会で議論が必要になる。

併せて、国会で議論を促すため、消費税に係る不法行為の悩みごと web 相談窓口を設け、価格の表示を「課税標準価格表示」に戻すことが必要である。

<http://www.selfdecl.jp/webm/doc1.pdf> web 消費税悩みごと相談窓口

<http://www.selfdecl.jp/webm/doc2.pdf> 価格表示方式の違い

令和2年6月14日

NPOソーシャルデザイン機構 <http://www.selfdecl.jp/>